

三重県教育委員会障がい者雇用推進チーム設置要綱

(設置)

第1条 三重県教育委員会事務局及び公立学校の障がい者雇用推進に係る必要な事項を検討するため、三重県教育委員会障がい者雇用推進チーム（以下「推進チーム」という。）を設置する。

(目的)

第2条 この要綱は、推進チームに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第3条 推進チームは、次の事項について検討するものとする。

- (1) 平成31年6月の法定雇用率達成に向けて今後必要な取組事項
- (2) 公立学校における障がい者雇用の新たなモデルの構築
- (3) その他障がい者雇用の推進に関する事項

(推進チームの組織等)

第4条 推進チームは、次に掲げる者をもって構成する。

- | | |
|---------|------------------------------------|
| (教育委員会) | 副教育長、教職員担当次長、教職員課長、特別支援教育課長 |
| (学 校) | 宇治山田商業高等学校長、松阪市立殿町中学校長 |
| (知事部局) | 障がい福祉課長、障がい者雇用推進監 |
| (国等の機関) | 三重労働局職業対策課長、三重障害者職業センター所長 |
| (大 学) | 三重大学教育学部教授 |
| (民 間) | 株式会社三厚連ウイズ代表取締役社長
三重工熱株式会社専務取締役 |

- 2 リーダーは、三重県教育委員会事務局副教育長の職にある者を充てる。
- 3 リーダーは、推進チームの会議を主宰し、推進チームを代表する。

(会議等)

第5条 会議は、必要に応じてリーダーが招集し、リーダーが議長となる。

(庶務)

第6条 推進チームの庶務は、三重県教育委員会事務局教職員課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成30年9月28日から施行する。